

独立行政法人NEDOにおける研究開発事業の 中期的マネジメント

○小柳樹弘, 山田宏之 (NEDO)

1. 要旨

国家予算を財源とする場合の研究開発事業は、中期的期間にわたる基本計画に基づき、その開発目標の達成に向けて計画的に進められるが、開発中途においては工程の前倒しや遅延の発生があり得る。その際、開発資金の工面可否が、研究の進捗に少なからず影響を及ぼすこととなる。

本研究では、研究開発事業の中期的マネジメントをより効率的に行うことを目的として、旧新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「特殊法人NEDO」という。）においての問題点や独立行政法人会計基準を踏まえ、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「独立行政法人NEDO」という。）で進められている複数年度契約（交付決定）制度において、制度設計のポイントを明らかにした。

2. 研究開発事業の中期的マネジメントにおける、財務上の制約

2. 1 会計年度独立の原則

国家予算を財源とする研究開発事業を中期的にマネジメントしていく上での財務上の制約は、「会計年度独立の原則」である。

「会計年度独立の原則」とは、財政法第12条及び第42条に規定されているとおり、「各会計年度の経費は、その年度の歳入を以って支弁すべきこととし、特定の年度における収入支出は他の年度の収入支出と区分すべきこととする原則」をいう。

この原則によれば、当該年度の研究開発に供する機械設備についてその代金決済を翌年度予算を財源として行うことは認められず、また年度末に研究開発及びそれに伴う支出が完了しない場合には、所定の予算繰越手続きが必要となる。

2. 2 複数年度にわたる事業に係る予算制度

長期工事等、複数年度にわたる継続的な事業を円滑に施行する必要がある場合に対し例外的に認められている予算制度として、以下が挙げられる。

①継続費

複数年度事業の経費の総額及び年割額についてあらかじめ一括して国会の議決を経て、数年度にわたって債務負担権限と併せて支出権限を付与する制度。（財政法第14条の2、第25条、第43条の2）

規模が大きい総合的な事業に対して、極めて限定的に適用されている。

②国庫債務負担行為

国の債務負担の議決において、予算の形式で次年度以降にも効力が継続する債務を負担する行為。(財政法第15条、第26条)

後年度にわたる債務を負担することを目的としており、後年度にわたる支出権限について併せて議決するものではない。

③歳出予算の繰越

あらかじめ国会の議決を経て翌年度に使用する「繰越明許費」、予算の執行の過程において避け難い事故のために翌年度に繰り越して使用できるとする「事故繰越」がある。いずれの場合も、財務大臣の承認を必要とする。(財政法第14条の3、第42条、第43条、第43条の3)

2. 3 特殊法人 NEDO における中期的マネジメント

特殊法人 NEDO においては、研究開発事業の財源はそのほとんどが国からの補助金であったため、上記2. 1に記載した財務上の制約があった。そのため、各研究開発事業の基本計画は概ね5年間であるものの、委託先との業務委託契約手続きについては会計年度毎の単年度契約を締結せざるを得なかった。(2年度目契約以降は継続扱いとすることにより、研究開発の連続性が担保されていた。)

この際、年度を跨いだ機械設備の発注～検収行為は認められず、また上記2. 2③の繰越手続きも限定的な運用であった。

2. 4 諸外国における会計年度独立の原則

諸外国における会計年度独立の原則は、我が国における制度ほど厳格ではなく、例えば米英では歳入予算という概念がないため、このような原則はない。

3. 独立行政法人会計基準

3. 1 運営費交付金の特徴

独立行政法人会計制度は、原則として企業会計原則による一方、国からの財源措置分については財政法等が適用される。但し、独立行政法人の事業運営のため交付される「運営費交付金」については、「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)において、次のとおり整理されている。

①運営費交付金は、いわば「渡し切りの交付金」として措置する。

②使途の内訳は特定しない。予定の使途以外の使途にあてることができるものとする。

③独立行政法人において年度内に遣い残しが生じた場合であっても翌年度に繰り越すことができるものとする。

したがって、運営費交付金は、年度末に余った場合でも、当該独立行政法人の中期目標期間内においては返還することを要せず、翌年度の事業のため有益に使用することができることとなっている。

3. 2 真実性の原則

独立行政法人会計基準によれば、独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、一旦「運営費交付金債務」として負債に計上し、業務活動の進行に応じて収益に振り替えるものとしている。独立行政法人は、運営費交付金について上記（1）の裁量権は享受しつつも、真実性の原則に則り、適時適切に収益化を行う必要がある。

4. 独立行政法人 NEDO における複数年度契約（交付決定）制度

4. 1 委託先のニーズ

本年2月に特殊法人 NEDO が行った委託先説明会^(注)において、複数年度契約に関するアンケートを実施した。（図1、図2を参照。）この集計結果から、次の事項を把握することができた。

- ① 3分の2強の委託先が「複数年度契約については是非実現してほしい」と回答しており、事業実施者側からのニーズは強い。（図1）
- ② 複数年度契約を締結する際の「最重要と考える条件」としては、「複数年度の予算が約束されること」が最も多い。また、契約締結手続きの簡素化、研究スケジュールの柔軟性等についても、過半数から「重要」との要望が寄せられている。（図2）

（注）主として独立行政法人化後の委託契約手続き概要に関する説明会。

参加者数：1,349名、アンケート回答者数：1,023名。

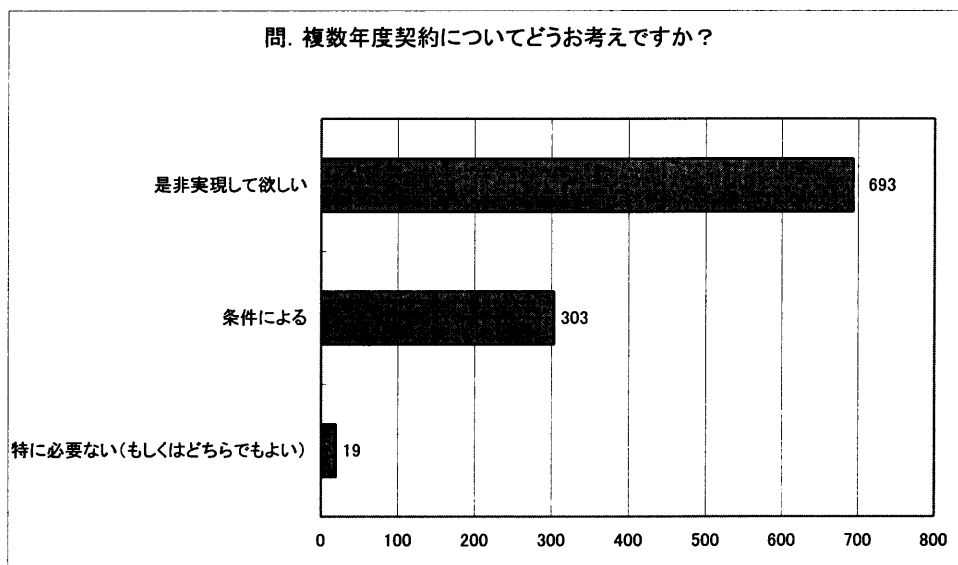


図1. 委託先説明会 アンケート集計結果（その1）

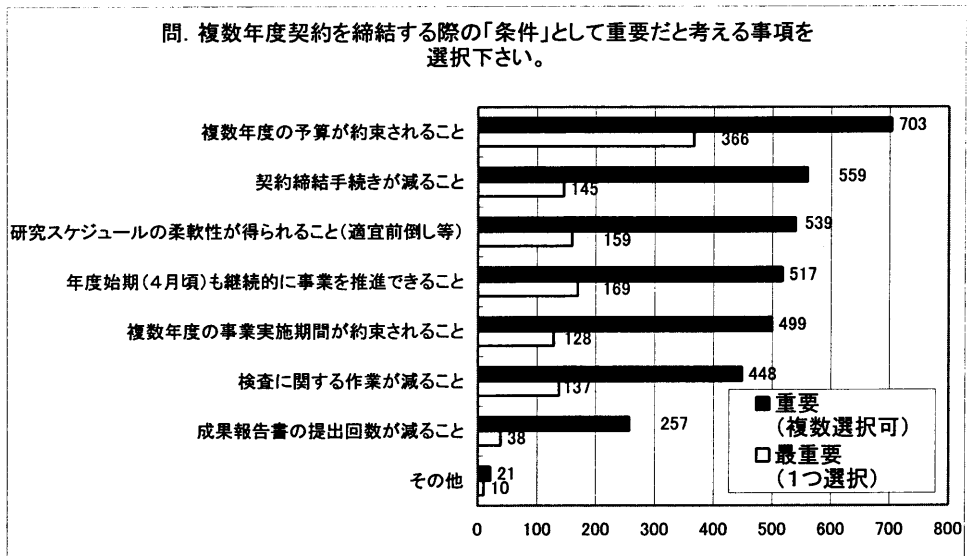


図2. 委託先説明会 アンケート集計結果 (その2)

4. 2 複数年度契約 (交付決定) の制度設計におけるポイント

以上の検討を踏まえ、独法 NEDO においては、以下の事項をポイントとして複数年度契約制度を設計し、運用を開始した。

- ① 運営費交付金を財源とする研究開発事業は、特段の事情がない限り「複数年度契約 (交付決定)」とすること。
- ② 複数年度契約 (交付決定) の期間は、中間評価年度を越えないものとする。
(最大3年間)
- ③ 契約金額 (交付決定額) は事業期間全体で設定し、複数年度分を約束すること。
(但し、独法としての単年度決算を行うために、各年度毎の限度額を設定。)
- ④ 国の会計年度を越えた業務の遂行を可能とすること。具体的には、研究開発機械設備等の発注～検収が国の会計年度を跨ぐことを可能とする。
- ⑤ 予算の効率的な使用 (翌年度への繰延、事業の前倒し) を簡便な事務処理で可能とすること。

以上

<参考文献>

- ・小村 武 (著)「予算と財政法 (改訂版)」(新日本法規出版)
- ・独立行政法人制度研究会 (編)「独立行政法人制度の解説」(第一法規出版)
- ・監査法人 太田昭和センチュリー (編)「よくわかる独立行政法人会計基準」(白桃書房)
- ・中村 信博 (著)「図解でわかる部門の仕事 研究開発部」(日本能率協会)